子供へのヒアリングの実施方法

1 目的

当事者参加の機会を確保し、現状と課題を把握する

2 ヒアリング対象者

一時保護児童、児童養護施設等の入所児童、養育家庭等の委託児童

3 ヒアリング実施者

専門部会委員及び事務局

4 ヒアリング実施方法

(1) 一時保護児童、児童養護施設等の入所児童【ワークショップ】 施設等を訪問し、会議室等で紙芝居やスライドショーを用いて簡単な講座を行いながら、意見を聴き取っていく

(2)養育家庭等の委託児童【個別面接】

あらかじめ約束した場所(家庭の居室、施設の面接室等)を訪問し、子供との対話を通じて聴き取っていく

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
実施対象	一時保護所(A)	一時保護所(B)	児童養護施設(A)	児童養護施設(B)	児童自立支援施設	障害児入所施設	里親(A)	里親(B)	里親(C)
想定規模	8人程度	8人程度	5人程度	5人程度	4人程度	5人程度	1人程度	1人程度	1人程度
	幼児 小学生	小学生 中学生 高校生	幼児 小学生	中学生高校生	中学生	小学生 中学生 高校生	小学生	中学生 高校生	中学生高校生
聴取メンバー	委員×2 都職員×2	委員×2 都職員×2	委員×2 都職員×2	委員×2 都職員×2	委員×2 都職員×2	委員×2 都職員×2	委員×1 都職員×1	委員×1 都職員×1	委員×1 都職員×1
実施形式	ワークショップ	ワークショップ	ワークショップ	ワークショップ	ワークショップ	ワークショップ	個別面接	個別面接	個別面接
実施時期	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定
対象施設・対象児童	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定

子供への主なヒアリング事項

【権利擁護について】

- 「子供の権利ノート」を読んだことはあるか
- 大切だと思う権利は何か。それはなぜか
- その権利について、意見(考えや思っていること)や希望を言ったことがあるか。誰に、どんな話をしたか
- 意見が通らなかった時はどうしたか
 - (例:相手の意見もよく聴いて話し合い納得できた、自分の意見を聴いてもらえなくて困った)
- その権利について困った時に、大人に相談したか
 - (例:相談して自分の意見を聴いてもらえた、相談したが自分の意見が伝わっていないと感じた、相談しなかった)

【意見表明を支援する人について】

- どんな人に相談したいか
 - (例:同じ経験をした人、うまく言葉にできない時でも分かってくれる人、他の大人と調整をしてくれる人)
- どんな人は相談しづらいか
 - (例:初めて会う人、年が離れている人(近い人)、異性(同性)の人)
- どんな方法が相談しやすいか
 - (例:対面、電話、手紙、メール)

【意見を聞かれた経験について】

- これまでに、児童相談所の職員、施設の職員、里親などの大人から、自分の意見を聴かれたことがあるか (例:一時保護の時、施設入所の時、里親家庭に行く時、普段の生活の中で)
- どんな時に、自分の意見が尊重されたと感じたか。それはなぜか
- どんな時に、自分の意見が尊重されなかったと感じたか。それはなぜか
- どんな時に、自分の意見を聴いてほしいと思うか。それはなぜか